

〔匿名 A〕

1、IP化の進展がネットワーク形態に与える影響

IP化への流れは少なくとも今後2~3年間は比較的ゆっくりとしたものとなると思われます。既存事業者にとっては交換機等の償却が終了するまで少なくとも数年はIP化はできるだけゆっくりおこって欲しいと思っており、また企業側のPBX等の償却の終了、回線品質への一般的な不安が解消されるにもこの程度の期間は必要であると思われます。ただし、その後はかなりのペースでPSTNからIP網への進展が進むものと思われます。

P2P等の、コミュニケーション型の通信の進展により、今後は上り方向の回線容量の増加が予想されます。ADSLなどの非対称型の加入者線よりは無線LANなどの双方向型のネットワークへの要求が強くなることが予想されます。

2、IP化の進展が電気通信市場構造に与える影響

無線LANやITSなど、今後普及が予測されているサービスにおいてどの事業者が中心的なプレイヤーとなるかによって今後の通信事業者の収益構造は大きく変化すると考えられます。例えば、上記無線LANやITS市場の取り込みに移動体事業者が遅れをとるようであれば、彼らの収益性が今後著しく損なわれる恐れもあります。

3、IP化の進展が競争環境整備の在り方に与える影響

設備競争とサービス競争を同時に促進していくという方針は基本的に正しいと思われますが、特に長距離事業における新規参入は容易であり、従来設備の償却が終了していない既存事業者は相対的に不利な立場にあることは考慮する必要があると思われます。

4、その他検討すべき事項

移動体通信事業においても3Gの回線容量はいずれ逼迫してくると思われますが、その際の周波数の追加割当についての検討が必要と思われます。また、MVNOをどの程度促進するのか、また周波数免許の交付も従来の3事業者とするのか、また追加的な交付も可能とするのかについても今後の需給動向を見極めた上で判断する必要があると思われます。

(匿名 A)

2 IP化の進展がネットワーク形態に与える影響

項目名	主な意見
IP化の進展は、ネットワーク形態に影響を与えると考えられるが、PSTNとIP網の並存が相当期間継続するものとするか、それともIP網への移行が加速的に進展する可能性があるか。	

項目名	主な意見
<p>また、物理的なネットワーク構造（バックボーン系、アクセス系）は、例えば、P2P（Peer to Peer）通信等の新たな通信形態の登場に伴って影響を受けると考えられるか（例えば、ネットワークの統合化の進展の可能性、地域アクセス網のボトルネック性を与える影響、片方向（下り）から双方向（上り・下り）へのブロードバンド化の進展等）</p>	<p>P2P等の、コミュニケーション型の通信の進展により、今後は上り方向の回線容量の増加が予想されます。ADSLなどの非対称型の加入者線よりは無線LANなどの双方向型のネットワークへの要求が強くなることが予想されます。</p>

項目名	主な意見
その他、IP化の進展がネットワーク形態に与える影響として、どのような事項が考えられるか。	

3 I P 化の進展が電気通信市場構造に与える影響

項目名	主な意見
<p>I P 化が進展し、音声、データ、映像を統合した多様なサービス提供を可能とし、また P 2 P 通信の登場など新たな通信形態が登場することにより、電気通信市場構造にどのような影響があると考えられるか（例えば、通信市場への参入の容易化がプレイヤー間競争に与える影響、レイヤー縦断型のビジネスモデルに与える影響、固定・移動サービスを統合した新たなビジネスモデルの登場の可能性、通信サービスの単位当たり収入の減少が電気通信事業者の収益構造に与える影響等）。</p>	

項目名	主な意見
その他、IP化の進展が電気通信市場構造に与える影響として、どのような事項が考えられるか。	

4 IP化の進展が競争環境整備の在り方に与える影響

項目名	主な意見
電気通信事業分野における競争促進策として、引き続き、設備競争とサービス競争を同時に促進していくという方針で対処していくことよいか。	設備競争とサービス競争を同時に促進していくという方針は基本的に正しいと思われませんが、特に長距離事業における新規参入は容易であり、従来の設備の償却が終了していない既存事業者は相対的に不利な立場にあることは考慮する必要があると思われます。

項目名	主な意見
<p>IP化の進展に伴い新規性のある技術が多数登場し、多様なサービス提供が実現していくことが期待される中、競争政策として、競争中立性・技術中立性を確保する観点からどのような点に留意していくことが必要と考えられるか。</p>	

項目名	主な意見
<p>現行の競争の枠組みについて、IP化の進展により見直しが必要となる事項としてどのような事項が考えられるか（例えば、支配的事業者の指定に係る市場の画定の在り方、料金規制・接続ルールに与える影響、技術基準の在り方、消費者保護の観点から留意すべき事項等）。</p>	

項目名	主な意見
その他、IP化の進展が競争環境整備の在り方に与える影響として、どのような事項が考えられるか。	

5 その他検討すべき事項

項目名	主な意見
その他、IP化（又はブロードバンド化）の進展に伴って検討が必要となる事項として、どのような事項が挙げられるか。	移動体通信事業においても3Gの回線容量はいずれ逼迫してくると思われませんが、その際の周波数の追加割当についての検討が必要と思われれます。また、MVNOをどの程度促進するのか、また周波数免許の交付も従来の3事業者とするのか、また追加的な交付も可能とするのかについても今後の需給動向を見極めた上で判断する必要があると思われれます。